

人権に敏感な地域福祉の構築 — 利用者の声を反映できる地域福祉 —

まきさと つねじ
牧里 每治 (関西学院大学教授)

自己決定を支援する制度

2000年に成立した社会福祉法のなかに、「地域福祉権利擁護事業」が明記されたことをご存知の方も多いかと思えます。自分でサービス選択や利用決定がしにくい方、意志を決定するには不安をおぼえる方、たとえば痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者などへの自己決定の支援や援助をおこなう事業とされています。

具体的には、福祉サービスの情報提供やサービス選択・利用手続き支援、利用料支払など日常生活にかかわる金銭管理などを、生活支援員と呼ばれる人を通じて支援・援助することを内容としています。

この事業とならんで、自己決定など判断能力が落ちてきた高齢者、意志決定が難しい知的障害者・精神障害者などの自己決定権を、法律的に保障する「成年後見制度」も、2000年に制定されました。

民法にいう禁治産・準禁治産に代わる新しい制度ですが、財産管理と身上監護(用語解説参照)などを、法的に位置づけたものです。

人権保障の観点から

人権保障という観点からは、この「地域福祉権利擁護事業」も「成年後見制度」も、当事者の自己決定を支援する制度であると言われていますが、虐待などから本気で人権を守るという意味ではかなり限定された権利擁護の制度と言わざるをえません。

したがって、権利擁護を、虐待など人権を侵害する行為を防止したり、被害者を救済したりするオンブズマン制度などを含めた権利保障の制度にまで高める必要があります。

戦後日本の「措置・措置費制度」に基づく社

会福祉事業のもとでは、限定された人々に対する保護や援助は行政職員によって行われていたが、2003年4月から始まる障害者支援費制度(用語解説参照)

のもとでは、サービスの希望者がその内容等を自主的に判断し、自己決定することが求められています。その一方で、民間企業も含めた保健福祉サービスの供給が多様化し、規制緩和される時代にあっては、みずからサービスの選択・自己決定できない人や、しにくい人たちは、制度の谷間に落ちこぼれてしまいます。

「苦情」が言える環境づくり

「地域福祉権利擁護事業」も「成年後見制度」も、ある意味では権利侵害や無権利状態に陥ることを未然に防ごうとする予防的施策とも言えます。

しかしながら、これらの弁護や代理代行サービスをも対象にしたサービス全体への不平不満を表明できる苦情解決制度や不服申し立て制度が、合わせて機能していなければその効果もあがりません。

つまり、「苦情」が言える環境が醸成されていなければ、利用者の権利行使は困難になると言えます。

「苦情」というものは、「愚痴」や「ぼやき」と



異なって、かなり意識的に訴える決意がなければ表明しにくい性質をもつものです。とりわけ「苦情」を表明したり、権利侵害を訴える行為にでる人は、日本の協調性を求める慣習・人間関係のなかでは、周囲から浮き上がってしまったり、「問題児」のように奇異な目で見られがちです。

それに対して「愚痴」や「ぼやき」は、それとなく不平不満を伝え、改善してほしい希望をやんわりと伝える弱者の智恵とも言えます。

要するに、だれにもが「苦情」を表明する権利があるという共通の認識をもつ必要がありますし、人権に敏感な社会環境を創り出すことが求められているのです。

地域社会という身近な日常生活の場で、気軽に誰もが自由に不服申し立てできるシステムがなければ、立派な制度ができてみだれも活用できない形骸化したものになるということを、訴えておきたいと思います。

用語解説

【財産管理と身上監護】

「民法」の成年後見制度では、成年後見人は、判断能力が不十分な人の権利を守るため、財産管理だけでなく、その意思を尊重し、「生活、療養看護・・・に関する事務」も行う。本人の福祉に適合するよう、病院や老人ホームの選択、入退所の手続き、介護保険契約の締結など、幅広く生活を支援する。

【障害者支援費制度】

「社会福祉法」の成立により、これまでは行政が行政処分として障害者サービスを決定してきた制度を改め、2003年4月からは障害者がサービスを選択し、契約に基づくサービスを利用するという新たな制度が始まる。

障害者の自己決定が尊重されるとともに、サービスの利用者と提供者が対等な関係に立つことによる利用者本位のサービス提供が期待される。